

発議案第 17 号

化学物質過敏症に関する対策の強化を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 16 日

八千代市議会議長 塚 本 路 明 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	立 川 清 英
	同	森 妙 子
	同	石 山 泰 之
	同	高 橋 秀 行
	同	山 口 勇
	同	飛知和 真理子
	同	堀 口 明 子

提案理由

国に対し、化学物質過敏症に関する対策の強化を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

化学物質過敏症に関する対策の強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など、多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムには解明されていない部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ない状況となっている。

特に近年では、人工的な香料等による「香害」をきっかけに発症し、重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での理解不足から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、本市議会は国に対し、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を強化するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求めるものである。

記

1 全国的な疫学調査、実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備、普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識、対応力の向上を図ること。

3 公共施設等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工的な香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携による更なる周知、普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における合理的配慮の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において、個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務、オンライン授業の導入など、合理的配慮が適切になされるよう、事業者及び教育機関等への指導、ガイドラインの作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、地方自治体の保健所や福祉窓口等における相談支援体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明及び治療法確立に向けた研究に対する支援の強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法、予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様